

# 国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令の概要

## 1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）が平成22年4月1日（一部については公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日）の施行に伴い、所要の改正を行う。

## 2 改正の概要

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第6条第1号の2の削除、第38条第1項の改正及び第56条の2が第56条の3に条ずれすることに伴い、

- ・ 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）
- ・ 行政手続法施行令（平成6年政令第265号）

の規定の整理を行う。

## 3 閣議

平成22年3月31日

## 4 施行期日

平成22年4月1日